

# 政策課税としての法人課税

- ニューディール期「留保利潤税」の思想と現実を中心に -

諸富 徹\*

## 1. はじめに

元来、租税は公共費用を調達するための財源調達手段として定義されてきたが、他方で、租税は累進所得税や環境税のように、経済政策や環境政策上の政策目的を実現するための政策手段としても用いられてきた。租税は本質的に財源調達手段と政策手段の二面性を持つが、本報告は法人課税の政策手段としての側面に注目し、その役割を積極的に評価すると同時に、その限界をも明らかにすることを目的とする。

分析対象としては、法人課税の政策利用における典型例として、1930年代にルーズヴェルト政権によって導入されたアメリカの「留保利潤税」を取り上げることにはしたい。留保利潤税は、法人の行動を税制によってコントロールしようとした典型的な政策課税の一つであり、その実験がもたらした教訓は、政策課税論にとって多くの有益な材料を提供してくれている。独占・寡占や外部不経済のもたらす弊害を抑制する一方で、設備投資を促すために加速度償却を認めるなど、税制を通じて法人の行動をコントロールすることは、現代税制の主要課題であり続けてきた。したがって、留保利潤税を分析することは、国家が税制を通じて企業行動をコントロールすることの功罪を検証することを意味する。

## 2. なぜ、留保利潤に対する課税なのか？

留保利潤税とは、法人利潤から株主への配当支払いを除いた留保利潤に対して、累進税率による課税を行う法人課税の1種である。ところでルーズヴェルト政権内では当時、留保利潤税の必要性は次のような観点から議論されていた。第1に留保利潤税は、当時の不況の原因として問題になっていた企業内部の過剰貯蓄に対して課税することで、それを配当として投資家に還元し、資源配分の効率性を高めること資すると考えられていた。第2に、配当を得た株主がより高い収益性を示す他の企業に投資することで、長期的には新しい企業が成長し、独占・寡占企業がより競争的な市場環境に晒されることになる。この結果、消費財価格の低下が生じ、消費の喚起を経て景気の回復につながると考えられた。第3に、配当を得た株主が投資をするのでなければ、彼らは代わりにそれを消費に回すことで、同様に景気回復につながる。第4に、企業の内部資金を株主に還流させ、投資家の分権的な判断によってその用途を決定するよう促すことで、経営者に対する外部チェック機能が働き、同時にこのことが、経済権力の分散化につながると期待された。

## 3. 留保利潤税の政策効果

この税は、「租税価格」という一種の価格のメカニズムを最大限に利用することで、配当

---

\* 京都大学大学院経済学研究科，〒606-8501 京都市左京区吉田本町  
E-mail: morotomi@econ.kyoto-u.ac.jp

支払の促進という点では大きな効果を発揮した。さらに、消費の拡大を通じてマクロ経済の安定化に寄与し、企業の投資行動に対する外部チェック機能を高めるという役割も果たした。しかし留保利潤税は、その効果の大きさゆえに副作用を伴った。中小企業は当時、外部資金調達コストの高さのために、その成長原資を内部留保に頼らざるを得なかった。したがって留保利潤税の負担は、とりわけ税負担を回避する選択肢が限られていた中規模企業に重くのしかかることになった。この結果は、留保利潤税導入の本来の意図とは異なっている。つまり、経済権力の分散化を推し進めるという政権幹部らの目標とも、マクロ経済の安定化を図ろうとした「ブレーントラスト」のメンバーであるタグウェルの構想とも、矛盾する結果をもたらしてしまったのである。

このことから、留保利潤税の設計にあたっては、中規模企業に対する税負担の緩和をもっと真剣に考慮すべきだったという教訓が引き出される。環境税の導入事例をみても、必ず中小企業に対する負担軽減措置が組み込まれている。副作用を最小限に抑えながら公共目的の達成が図れるよう制度設計を行うことは、政策課税成功のための必要条件であろう。

#### 4. 法人課税論への示唆

ルーズヴェルト政権による留保利潤税導入の試みは、わずか3年間という短命ではあったが、「租税による経済システムの制御」という歴史的にも稀にみる政策実験だったと位置づけることができる。同時にそれは、税制を政策的な観点から全面的に利用しようとしたニューディール税制における、象徴的存在としても位置づけることができよう。現在では、法人に対する課税が資源配分上さまざまな歪みをもたらすことが指摘されており、法人税を縮小あるいは廃止することが経済厚生を高めるという点について、経済学者の間ではコンセンサスが形成されている。そのような中で、逆に企業の意思決定に対して意図的に影響を与えることを目的とする留保利潤税のあり方は、現代租税論における望ましい法人課税の判断基準からみれば、大いに問題を孕んでいるとみなされても不思議はない。

しかし、「政策課税としての法人課税」という視点は、実は、「我々はなぜ法人に対して課税するのか」という問いに答える上で、重要な手がかりを与えてくれる。とりわけ、この視点が重要になるのは、企業の利潤最大化行動が必ずしも社会的厚生の最大化と一致しない場合である。その代表的な事例は、環境問題にみられるように、外部不経済の存在によって経済厚生が損失が発生するケースである。このような場合には、社会的厚生の最大化を図るために、政策的な観点から法人に課税することが正当化される。

このことは環境保全に限らず、「利潤最大化」が「社会的厚生の最大化」と乖離するあらゆる問題に対して適用可能である。もっとも現実には、このようなすべての問題に対して政策課税を用いることはできない。政策課税はその利点を生かして活用することが重要であって、最近話題の「社会的責任」に基づく企業の自発的な行動が望ましい場合には、企業の自発的行動に任せ、相互に役割分担を行う必要がある。こうして政策課税は、社会的厚生の最大化を図るという観点から、公正競争ルールを市場に埋め込む役割を担うという点で、法人に対して直接課税することを正当化する固有の論理を提供することになる。留保利潤税は、そのような政策課税の先駆者としての意義をもっているといえよう。

外形標準課税導入による法人事業税への影響  
—大阪府産業連関表と大阪府財政モデルによる分析—

関西学院大学大学院経済学研究科  
博士課程後期課程 入江啓彰\*

法人事業税は、都道府県税の中で基幹的な役割を果たしている税目のひとつである。しかしながら、これまでの法人事業税制は課税ベースを法人所得としていたため、税収が不安定である、地域間の税収格差が大きい、応益性が不明確であるといった点が問題点として指摘されてきた。そこで、これらの問題点への対応策として、平成 15 年の税制改正において新たな課税ベースとして付加価値および資本が加えられた。

本報告の目的は、法人事業税の外形標準課税制度の導入が地域経済や地方財政に及ぼす影響についての検討を行うことである。すなわち、外形標準課税の導入による法人事業税収や価格への変化を計測し、外形標準課税導入の経済・財政に与える影響について分析を行う。手法としては、地域産業連関表を連結した地域計量モデルによるシミュレーション分析を中心に行う。なお分析対象はデータの利用可能性から大阪府を取り上げる。

本報告の構成は以下になる。まず、法人事業税について現状を概観し、外形標準課税化についての論点を整理する。そして、法人事業税の外形標準課税化が地域経済に与える影響について、産業連関分析を行う。ここでは 2000 年大阪府産業連関表を用いて佐々木 (2001) に基づき消費者物価指数等の価格変化に着目した分析を行う。その上で、産業連関表とマクロモデルとの連結を行う。両者の連結には、入江 (2004) において作成した大阪府マクロ財政モデルと、それに対応して大阪府産業連関表を用いる。産業連関表とマクロモデルの連結はこれまでに数多くの先行研究がある。このうち地域レベルでの代表的な研究としては、井田 (2005) が挙げられる。産業連関表とマクロモデルを接続することによって、マクロ経済も含んだ経済・財政への影響をみることができる。また、外形標準課税を導入した直後の影響だけでなく、将来にわたる推計も可能となる。

外形標準課税導入の影響：産業連関分析

まず、法人事業税の外形標準課税化がもたらす価格変化について、産業連関分析の均衡価格モデルを用いて分析を行う。産業連関分析を行うことにより、外形標準課税化の価格に対する直接的な影響をみることができる。法人事業税の外形標準課税導入による付加価値率の変化を  $\Delta V$  とすると、この変化が財の価格へ及ぼす影響は次のように書ける。

$$\Delta P = (I - A)^{-1} \Delta V$$

ただし  $\Delta P$  は価格変化列ベクトル、 $A$  は投入係数行列である。ここで  $\Delta V$  を外形標準に依拠して定めることによって、外形標準の導入の価格に対する影響を推計することができる。

---

\* h-irie@kwansei.ac.jp。

例えば給与総額を外形標準とすると、産業連関表では雇用者所得がこれに対応するので

$$\Delta v = et^Y - \pi t^B$$

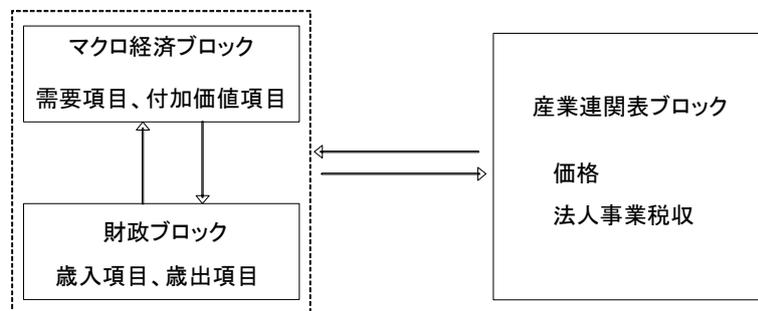
とかける。ただし、 $e$ は雇用者所得率列ベクトル、 $\pi$ は営業余剰率列ベクトル、 $t^B$ は事業税率、 $t^Y$ は外形標準課税率である。またこのとき各産業の税額 $T$ は雇用者所得列ベクトル $v$ を用いて次のような形で求められる。

$$T = t^Y v$$

#### 地域産業連関表と地域計量モデルの連結

次に、地域産業連関表と地域計量モデルを連結し、外形標準課税の導入が地域経済および地方財政に与える影響の計測を試みる。図1はその連結について示したものである。

図1 地域産業連関表と地域計量モデルの連結



地域計量モデルから産業連関表へのルートは、賃金や企業所得などの産業連関表における付加価値に関する項目を通じた接続である。産業連関表の各産業について付加価値額が決まれば、前述した均衡価格モデルを使って各産業の法人事業税収や価格が計算できる。一方、産業連関表から地域計量モデルへのルートは、産業全体の法人事業税収および価格体系を通じて接続を行う。法人事業税収は財政ブロック、価格に関する項目はマクロ経済ブロックにそれぞれ影響を与え、それらがさらに他の変数に波及していくことになる。

このようにして作成されたモデルをもとに、法人事業税の課税ベースを給与総額や事業活動価値等に設定してシミュレーション分析を試みる。シミュレーションを通じて、価格等のマクロ経済への影響や税収の変化について検討する。

#### [主要参考文献]

井田憲計（2005）「大阪府多部門マクロ計量モデルの試算－地域マクロ計量モデルと産業連関表との接合の試み－」『産開研論集』第17号。

入江啓彰（2004）「地方財政運営のあり方の検討－大阪府財政モデルによるシミュレーション分析－」日本財政学会2004年度大会報告論文。

佐々木覚亮（2001）「事業税外形標準課税の地域経済への影響－均衡価格モデルにより適正な外形標準をさぐる－」『産業連関』第10巻、2号。

# 法人税改革と企業の投資行動

## —1998 年度以降の法人税改革による影響—

関西大学経済学部 前川聡子

### 要旨

1990 年代の景気低迷を背景に、1998 年度の税制改正、および 1999 年度の税制改正では日本の法人税率は 37.5%から 30%にまで大幅に引き下げられた。さらに、企業の設備投資刺激の一環として、2003 年度の税制改正では研究開発投資や IT 投資に関する減税が行われている。

具体的には、2003 年度の税制改正で次の 3 種類の政策減税が行われた。一つ目は、研究開発減税として創設された、試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度である。これは試験研究費の総額の 8~10% (平成 15~18 年度は 10~12%) を税額控除できるとする制度である<sup>1</sup>。二つ目は、IT投資促進税制である。これは 3 年間 (平成 15 年 1 月 1 日~平成 18 年 3 月 31 日まで) の時限措置として、IT関連設備の取得価額の 10%の税額控除、または、取得価額の 50%の特別償却を認める制度である。三つ目としては、開発研究用設備の特別償却制度が創設されたことが挙げられる。これも IT投資促進税制と同様、3 年間の時限措置として設けられ、一定の開発研究用設備につき取得価額の 50%の特別償却を認める制度である。財務省の試算によると、これらの政策減税による減税額は、初年度 1 兆 2,220 億円、平年度 1 兆 1,980 億円となっている。

果たして、税率引き下げや一連の減税は企業の設備投資を促進させる効果があったのだろうか。法人税制と設備投資との関係についての実証分析は既に数多く行われているものの、そのほとんどが 1999 年度の税制改正以前の設定投資と税制の関係を扱っているのにとどまっており、1999 年度の税制改正以降の分析がほとんど行われていない。

そこで本報告では、直近の財務データを利用しながら、1990 年代後半以降に行われた法人税率引き下げ、ならびに政策減税による設備投資への影響を明らかにすることを試みる。(推計結果については発表時にその詳細を報告します。)

---

<sup>1</sup> ただし、この控除制度は、増加試験研究費の税額控除 (試験研究費の増加額 (過去 5 年間の試験研究費のうち上位 3 年分の平均額を超える額) の 15%を税額控除) との選択制となっている。